

3 高在療第 3 2 号  
高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について諮問します。

令和 3 年 5 月 2 7 日

高知県知事

記

1 個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項

下表を、条例第 8 条第 4 項第 7 号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	事務の名称	収集先
	在宅療養推進課	高知県における認知症又は認知症の疑いがある行方不明高齢者の早期発見に向けた連携推進に関する協定（案）	市町村

# 個人情報の本人収集の原則の例外に関する調査票

(条例第8条第4項第7号)

令和3年5月27日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	健康政策部在宅療養推進課
個人情報取扱事務の名称	高知県における認知症又は認知症の疑いがある行方不明高齢者の早期発見に向けた連携推進に関する協定(案)
個人情報を収集する目的及び理由	認知症または認知症の疑いのある行方不明高齢者を早期発見するため
個人情報を収集する根拠法令等	なし
収集する個人情報の内容	対象範囲：認知症及び認知症の疑いのある65歳以上の高齢者 項目：氏名、性別、生年月日、住所、GPS端末機の使用機器メーカー、品名及びロット番号
収集先	家族等からの申請により市町村を通じて収集する
本人以外から収集する理由又は必要性等	<p>高知県では、令和7年には65歳以上人口のうち5人に1人が認知症になると推計されており、認知症高齢者数は令和17年まで増加を続け、約49,099人と推計されている。また、認知症を理由とする行方不明高齢者数は、ここ数年60~70人ほどで推移し、令和元年には6人の方が不幸にも死亡で発見されている。</p> <p>このような背景もあり、県では認知症又は認知症の疑いのある65歳以上高齢者で徘徊行動により行方不明になるおそれのある高齢者に対してGPS等の端末機器を導入する市町村にその経費を補助する事業を始めるところである。</p> <p>併せて、高知県と高知県警察本部とが締結する予定の「高知県における認知症又は認知症の疑いがある行方不明高齢者の早期発見に向けた連携推進に関する協定(案)」により、認知症高齢者の家族等から本人の氏名やGPSのロット番号等の事前申請希望があった場合には、予め、市町村、県を通じて、警察本部に情報提供し事前登録しておくことを想定している。</p> <p>この場合において、認知症高齢者本人は、その症状により自ら申請手続きを行うことが困難であることから、県は本人家族等から補助事業者である市町村を通じて、情報収集を行う必要がある。</p>